

2福薬発第803号
令和3年1月15日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 原 口 亨
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

福岡県における緊急事態措置の実施について（周知依頼）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が1月7日付けで発出され、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部より、緊急事態措置の実施について文書が届きました。

つきましては、内容をご確認いただき、県民・事業者として、福岡県からの要請にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、福岡県薬務課からの文書も併せて添付いたしますので、会員各位への周知方よろしくをお願いいたします。

(公印省略)

2保総第2742号
令和3年1月13日

公益社団法人 福岡県薬剤師会長 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 小川 洋
(がん感染症疾病対策班)

福岡県における緊急事態措置の実施について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年1月7日付けで新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出されました。

昨日、国から本県を緊急事態宣言の対象区域に加える旨の考えが示され、本日、政府対策本部は、本県を対象区域に追加することを決定しました。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部においては、国の方針に基づき、本日付けで「福岡県における緊急事態措置の実施について」を定めましたので、別紙のとおりお知らせします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、県民及び事業者が徹底した感染防止対策を実施するよう、関係機関・団体等へ周知及び依頼くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

「(別紙) 福岡県における緊急事態措置の実施について」

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
まん延防止班
電話：092-643-3342
FAX：092-643-3697

令和3年1月13日

福岡県における緊急事態措置の実施について

1 現在の感染状況

昨年12月以降、新規陽性者数の増加傾向が顕著となり、12月11日には100人を超えたことなどから、12月12日に「福岡コロナ警報」を発動し、医療機関に対して、患者受入と治療体制の整備を要請するとともに、県民及び事業者の皆様に対して、感染防止対策の徹底をお願いしてきました。

その後も、新規陽性者数は高い水準で推移し、今月7日には過去最多の388人となり、累計陽性者数が1万人を超えたことや、一都三県を対象とした緊急事態宣言が発出されたことなどから、翌8日に対策本部会議を開き、県民及び事業者の皆様に対して、緊急事態宣言の対象区域への移動自粛などの協力を要請したところです。

また、その時点では、医療関係者の皆様の懸命な御尽力により、国の分科会が示した指標に照らしてステージⅢには該当せずに踏みとどまっておられ、医療提供体制は直ちにひっ迫する状況にはないものの、感染状況は予断を許さず、強い警戒感をもって今後の動向を注視、分析していくこととしました。さらに、感染拡大に歯止めがかからず、医療提供体制がひっ迫するおそれがある場合には、追加的な措置等を検討せざるを得ないとしていました。

この三連休以降の感染動向を見ると、曜日別の新規陽性者数はいずれも過去最多となり、また、直近1週間のPCR検査陽性率は10.5%で、ステージⅢの基準である10%に初めて該当するなど、これらの数値を見る限り、昨年末、県民の皆様に対して「静かな年末年始」を呼び掛けていましたが、残念ながら感染拡大に歯止めがかかっているとは言えない状況です。

一方、医療提供体制については、その強化を継続的に図っており、病床については、本日新たに10床を確保し、確保病床数を620床まで増やしました。また、宿泊療養施設については、1月15日に新たに福岡市内に1施設を開設し、計5施設、1,194室となります。今後とも、病床や宿泊療養施設の追加確保に向け、各医療機関や施設関係者と協議を進めていきます。

昨日午前、西村大臣から知事に電話があり、知事から最近の感染状況や医療提供体制の状況、県の取組み等について説明しました。

また、夕方、西村大臣から再度電話があり、本県の状況と対応を含めて、専門家との協議の結果、政府として、

- 直近1週間とその前の1週間を比べると陽性者数が2倍に増加しており、医療提供体制へのひっ迫が懸念されること
- 大都市からの感染の拡大を抑える必要があること
- 短期集中的に対策を講じて、全国的に封じ込めを図りたいこと

などの理由から、緊急事態宣言の対象区域に本県を追加する旨、連絡を受けました。そして、本日、政府対策本部は、本県を対象区域に追加することを決定しました。

これまで、県では、県民及び事業者の皆様とともに、医療提供体制の維持・確保と感染拡大防止の徹底に努め、社会経済活動に対する影響をできる限り小さくしてきたところですが、国として判断がなされた以上は、できるだけ早く感染拡大を防止することができるよう、県民及び事業者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、取組みを徹底する必要があります。

このため、次のとおり協力を要請します。

2 県民・事業者に対する要請

区域：県内全域

期間：令和3年1月14日（木曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

ただし、(2)①の飲食店等に対する要請については、

令和3年1月16日（土曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

緊急事態措置の内容：以下のとおり

(1) 県民への要請等

① 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

生活や健康の維持に必要な場合*を除いた、不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など

② 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「身体的距離の確保」「マスク

の着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。

- ③ その際、国の専門家会議等で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる『5つの場面』」等を参考にすること。

(2) 事業者への要請等

① 特措法に基づく要請(特措法第24条第9項)

期間:令和3年1月16日(土曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで

対象)・飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

内容)・営業時間を5時から20時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5~20時までの間である施設(店舗)は対象外)

・酒類提供時間を11時から19時までとすること。

・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。

【協力金の支給について】

- 営業時間短縮に協力した事業所には協力金を支給する。
- 申請方法、必要書類については、別途発表する予定。

② ①以外の施設への働きかけ

対象)・劇場、観覧場、映画館又は演芸場

・集会場又は公会堂

・展示場

・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場

を除く。)

- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- ・運動施設、遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設
- ・サービス業を営む店舗(1,000 m²超。生活必需サービスを除く。)

内容)・営業時間を5時から20時まで、酒類の提供を11時から19時までとすること。

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公会堂(第5号)、展示場(第6号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場(第9号)及び博物館、美術館又は図書館(第10号)については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること。
- ・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場への出勤等

- ・「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進すること。
- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組み※を行い「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
- ・職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起の徹底を要請する。

(5) 催物（イベント等）の開催制限の要請（特措法第 24 条第 9 項）

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下とすること。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の 50% 以内の参加人数にすること。屋外にあっては、身体的距離を十分に確保すること（できるだけ 2m）。
- ・催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。

※上記の上限人数の基準は、令和 3 年 1 月 14 日以降に、新規で販売される入場券等に適用する。

(6) 県主催イベント及び県有施設の対応について

① 県主催イベント

上記(5)と同様の取り扱いとする。

② 県有施設

上記(2)②と同様の取り扱いとする。

なお、上記①及び②の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

公印省略

2 薬第 2 5 8 0 号
令和 3 年 1 月 1 4 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬 務 課)

「福岡県における緊急事態措置の実施」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年 1 月 1 3 日付けで、本県が緊急事態宣言の対象区域となったことを受け、別紙のとおり、県民・事業者の皆様へ「緊急事態措置」の要請をすることとなりました。

できるだけ早く、感染拡大を防止できるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、当該措置の着実な実施のため、貴会員等への周知を図る等の対応をお願いします。

<添付資料>

「福岡県における緊急事態措置に関する県民・事業者に対する要請について」

令和3年1月14日

緊急事態措置の実施に伴う県民・事業者に対する要請について

区域: 県内全域

期間: 令和3年1月14日(木曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで
ただし、(2)①の飲食店等に対する要請については、

令和3年1月16日(土曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで

緊急事態措置の内容: 以下のとおり

(1) 県民への要請等

① 外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

生活や健康の維持に必要な場合※を除いた、不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など

② 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。

③ その際、国の専門家会議等で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる『5つの場面』」等を参考にすること。

(2) 事業者への要請等

① 特措法に基づく要請(特措法第24条第9項)

期間: 令和3年1月16日(土曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで
対象)・飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

内容)・営業時間を5時から20時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5~20時までの間である施設(店舗)は対象外)

- ・酒類提供時間を11時から19時までとすること。
- ・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。

【協力金の支給について】

- 営業時間短縮に協力した事業所には協力金を支給する。
- 申請方法、必要書類については、別途発表する予定。

② ①以外の施設への働きかけ

対象)・劇場、観覧場、映画館又は演芸場

- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・物品販売業を営む店舗(1,000 m²超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- ・運動施設、遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設
- ・サービス業を営む店舗(1,000 m²超。生活必需サービスを除く。)

内容)・営業時間を5時から20時まで、酒類の提供を11時から19時までとすること。

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公会堂(第5号)、展示場(第6号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場(第9号)及び博物

館、美術館又は図書館(第10号)については、人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること。

・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場への出勤等

- ・「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組み※を行い「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
- ・職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起の徹底を要請する。

(5) 催物(イベント等)の開催制限の要請(特措法第24条第9項)

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下とすること。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては、身体的距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。
- ・催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCoA)について、周知するこ

と。

※上記の上限人数の基準は、令和3年1月14日以降に、新規で販売される入場券等に適用する。

(6) 県主催イベント及び県有施設の対応について

① 県主催イベント

上記(5)と同様の取り扱いとする。

② 県有施設

上記(2)②と同様の取り扱いとする。

なお、上記①及び②の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。